



広報紙から抜き取ってお使いください。

# 町・県民税の申告

## 町・県民税の申告とは

町・県民税は、個人からの申告に基づき役場で税額を計算し、納税義務が発生した方に税額等々を通知して納めていただく仕組みになっており、適正な課税を行うために、町・県民税の申告書（今月号の広報と併せて配布）を提出または郵送していただくことになっていきます。

● 申告書送付先  
〒 386-0603  
古町 4247 番地 1  
長和町役場 総務課 税務係  
☎ 75-2063

## ★ 申告期間

平成31年2月18日（月）～

平成31年3月15日（金）

※土曜日、日曜日を除きます。

## ★ 申告会場と受付時間

申告は「長和町役場」です。（支所や公民館での申告相談は行いませんのでご注意ください。）

地区の割り振り日程と受付時間は、3ページをご覧ください。また、割り振りの日に都合がつかない方は、都合のよい日に申告が可能です。

## ★ 申告対象者

収入の有無にかかわらず、平成31年1月1日現在で、長和町に住民登録のある全ての方が対象です。前年中（1月1日から12月31日）の所得について申告していただきます。

町・県民税の申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの基礎資料になります。申告がないと「所得がない」ことが把握できず、軽減の対象から外れ、所得証明書等の発行ができないことがあります。各種行政サービスも適切に受けられない場合がありますので、申告をお願いします。

## ▼ 町・県民税の

### 申告が必要な方

- ① 営業等、農業、不動産、配当、雑所得、一時所得、譲渡所得などの収入がある方
- ② 給与所得者で、勤務先から長和町役場へ給与支払報告書が提出されない方
- ③ 給与所得者で、2か所以上から給与の支払いを受けた方
- ④ 給与と給与以外の所得があった方
- ⑤ 年の途中で就職又は退職した方で、年末調整をしていない方
- ⑥ 扶養になっているが、扶養している方と同一世帯でない場合
- ⑦ 障害者、寡婦（夫）、未成年者の方で、前年の所得が125万円以下の方
- ⑧ 後期高齢者医療制度の被保険者や、国民健康保険加入者およびその世帯主の方  
（申告が無いと、保険料の算定や軽減措置の判定などができません。）
- ⑨ 65歳以上の介護保険加入者およびその世帯員の方  
（申告が無いと、保険料の算定や軽減措置の判定などができません。）

▼申告をしなくてもいい方

- ① 所得税の確定申告書を提出する方
- ② 1か所からの給与所得のみで他に所得がなく、勤務先で年末調整が行われており、長和町役場へ給与支払報告書が提出されている方
- ③ 公的年金等の所得のみで、他に所得がなく、次に該当する方
  - (一) 65歳未満の方で、公的年金等収入が98万円以下
  - (二) 65歳以上の方で、公的年金等収入が148万円以下
- ※ 障害年金・遺族年金のみの収入の方は、課税される収入はゼロという申告が必要です。
- ④ 平成30年中は所得がなく、長和町内の方の扶養親族（税法上）になっている方
- ※ なお、町外の方の扶養親族になつて居る方は、町・県民税の申告が必要です。

★申告時に  
お持ちいただくもの

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与の源泉徴収票または賃金等の支払額の証明書など
- ③ 公的年金の源泉徴収票
- ④ 事業所得・不動産所得の申告をする

★公的年金等を  
受給されている方へ  
～確定申告不要制度について～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告を提出する必要はありません。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要ない場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

★ご確認ください

確定申告で社会保険料控除の申告をする際に、国民健康保険税等の納付済額も控除対象となり、所得合計金額から差し引くことが

- る方は収支計算表（事前に収入・経費を計算して来てください。）
- ⑤ 生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料の払込証明書
- ⑥ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- ⑦ 医療費控除の明細書
- ⑧ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の明細書（医療費控除との選択）
- （個人ごとにかかった病院、薬局別等に領収書の仕分けと計算をしてください。）
- ⑨ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ⑩ マイナンバーカードまたは通知カード
- ⑪ 身元確認書類（運転免許証など）

★上田税務署で  
申告をしていただく方

- 次の方は直接、上田税務署へ確定申告書を提出してください。
- ① 住宅借入金等特別控除（初年度の方のみ）や雑損控除の申告がある方
  - ② 土地・家屋などの譲渡所得がある方
  - ③ 株式所得・株式配当所得・先物取引所得がある方
  - ④ 消費税課税事業者の方
- ※ ①～④に該当する方は、税務署にて申告するように指導を受けているため、申告会場にいられても受付できません。

★医療費控除に関する明細書の  
提出義務化について

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書は税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、自宅です5年間保存する必要があります。

★お願い

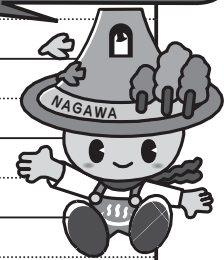
例年、申告相談は大変混み合い長時間お待ちいただく場合があります。事業所得を申告する場合は経費等の仕訳を集計していただき、医療費につきましても個人ごとにかかった病院、薬局別等に領収書の仕分けと計算を済ませてから申告相談会場にお出かけください。集計していない場合、自分で集計していただくから、申告相談をお受けするにことになりまのでご注意ください。

○国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

申告会場は「長和町役場1階第1会議室」です

月	日	曜日	午前部：8時30分～11時30分	午後部：1時30分～3時	
2月	18日	月	(午前) 長久保3区 (午後) 長久保1区、4区		
	19日	火	(午前) 長久保2区、5区 (午後) 長久保8区、長久保学者村		
	20日	水	(午前) 長久保6区、7区 (午後) 長久保9区、10区、11区		
	21日	木	(午前) 長久保12区、13区、14区 (午後) 長久保15区、16区、17区		
	22日	金	(午前) 上ノ一、上ノ二(上ノ三)、入大門公営住宅 (午後) 上ノ四、上ノ五、上ノ六、上ノ七、小茂ヶ谷		
	25日	月	(午前) 四泊、落合、新屋、四泊町営住宅 (午後) 岩井、窪一、窪二、鷹山第一、鷹山第二		
	26日	火	(午前) 姫木第一、姫木第二、白樺ハイランド、ふれあいの郷、美し松 (午後) 宮ノ一、宮ノ二、宮ノ三		
	27日	水	(午前) 橋場、下町 (午後) 原、上町		
	28日	木	(午前) 久保 (午後) 鍛冶足		
	3月	1日	金	(午前) 青原、野々入、中町 (午後) 大出、旭ヶ丘	
		4日	月	(午前) 細尾、経塚、唐沢 (午後) 仮宿、中組	
		5日	火	(午前) 上組 (午後) 新田、男女倉	
		6日	水	(午前) 堂前、窪、山根、田中 (午後) 上落合、下落合、沖	
		7日	木	(午前) 中立岩、上立岩、道上 (午後) 有坂	
	8日	金	(午前) 桜町 (午後) 藤見町、北古屋、上立岩町営住宅、古町学者村		
11日	月	(午前) 上町第一、上町第二、上宿 (午後) 上中町、中町第一、中町第二			
12日	火	(午前) 下町第一、下町第二、公営住宅 (午後) 五反田、滝ノ沢、一本木町営住宅			
13日	水	和田地区の方	割り振り日に会場に来れなかった方		
14日	木	長久保地区の方	※ 大変混み合いますので、割り振り日		
15日	金	古町・大門地区の方	での申告をお勧めします。		

朝一番と午後一番は混みますので、その時間をずらしての申告をおすすめします。



★郵送等による  
申告が可能です

町・県民税の申告のみが必要な方で申告相談が不要な方は、郵送等により申告することが出来ます。広報2月号に併せ全戸配布する町・県民税申告書に記入し、保険料控除等があれば証拠書と一緒に、役場または各支所に3月15日(金)までに提出または郵送いただきますようお願いいたします。

なお、後日お問い合わせすることがありますので、申告書には電話番号を必ずお書きください。

○提出先  
〒3806-0603  
長和町古町4247番地1  
長和町役場総務課税務係まで

★所得税の申告が必要な方

- 次の方は、確定申告書を提出してください。
- ① 給与年収が2000万円を超える方
  - ② 給与を1ヶ所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

★申告書には  
マイナンバーが必要です

申告書を提出する際には、申告者ご本人のほか、控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

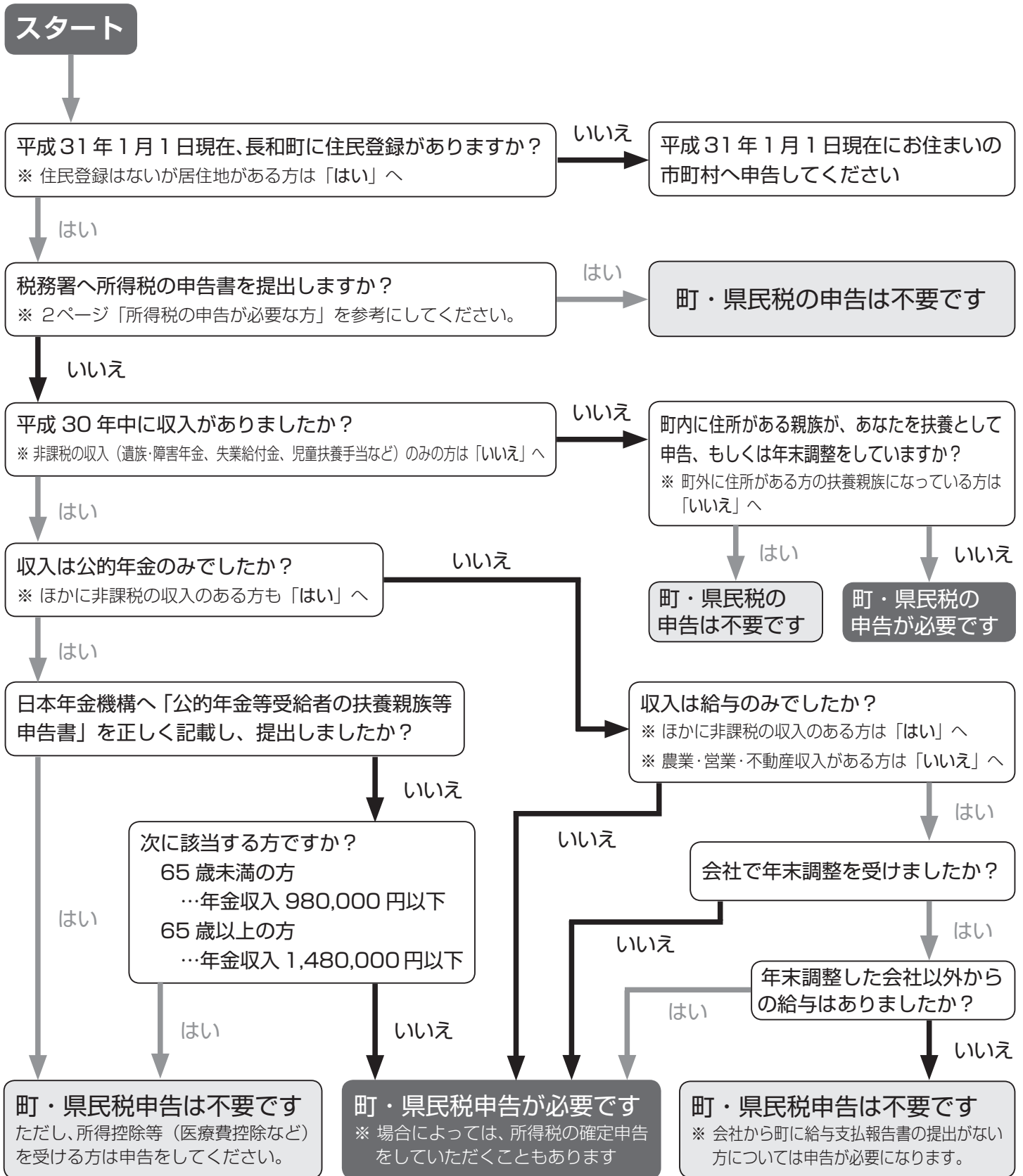
なお、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者の本人確認も行いますので、本人確認書類の提示または写しの添付をお願いします。

※ 控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認の書類

町・県民税の申告に関するお問い合わせ先  
長和町役場 総務課 税務係 ☎75-2063



# あなたは町・県民税の申告が必要ですか？



注意 1：上の図は申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。ここにはないケースでも申告が必要な場合があります。詳しくは、役場総務課税務係（☎ 75-2063）へお問い合わせください。

注意 2：申告が必要な方は必ず期日までに申告書を提出してください。提出がない場合、各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険及び介護保険料の算定や医療・福祉・保育等の各種判定において不利益が生じる可能性があります。

※ 申告書は各世帯 1 枚のみの配布となりますので、世帯に複数の申告該当者がいる場合は、総務課税務係でご請求していただくか、町ホームページからダウンロードしてください。